

10/17(木) 災害時協定を締結！

黒部市社会福祉協議会と黒部青年会議所（JC）は、
黒部市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合
における協力に関し協定を締結しました。



○協定の目的

この協定は、黒部市内で大規模な災害が発生した場合において、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、効率的・効果的な支援活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものです。

○県内初

災害時におけるJCとの協定は**県内初**です。主に災害時におけるボランティアや生活面の支援にあたる社会福祉協議会と、行動力や災害支援活動に長けるJCとが連携して、動ける体制づくりの整備をします。

○協定後の動き

協定締結までも半年にわたり中身についての協議を進めていました。協定には盛り込まれていない細かな部分や、災害によって臨機応変に対応できる体制、また、災害支援に関する研修会などの実施についても連携し定期的に行っていくこととしています。

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会と 社団法人黒部青年会議所との 災害時における協力に関する協定書

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と社団法人黒部青年会議所（以下「乙」という。）は、黒部市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、黒部市内で大規模な災害が発生した場合において、被災地の状況とニーズを迅速かつ的確に把握し、効率的・効果的な支援活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、その組織及び機能を最大限に活用し、次に掲げる事項について、双方協議の上、協力を行うものとする。

- (1) 被災地の状況とニーズの把握
 - (2) 物資等の調達および仕分け輸送の協力
 - (3) 必要に応じた人的支援
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動
- 2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な関係団体との連絡調整および広報等の支援を行うものとする。
- 3 甲乙の災害時の活動については、随時連絡を密にし、相互に的確な要請を行うこととする。

（情報交換）

第3条 甲および乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとする。

2 平常時は、年1回以上の会議の実施を基本とする。

（平常時における活動）

第4条 災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う訓練等に必要なる協力をを行う。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙いずれからも解除または変更の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月17日

甲 住所 富山県黒部市金屋464-1

氏名 社会福祉法人黒部市社会福祉協議会

会長 **松井致昭**

乙 住所 富山県黒部市新牧野242

氏名 社団法人黒部青年会議所

理事長 **野村康孝**